

公益社団法人柳川市シルバー人材センター

平成29年度事業計画

I : 事業概要

人口減少が進む社会の中で、社会の活力を維持し持続的な成長を実現するとともに、高齢者の希望をかなえ、高齢者が豊かな生活を送れるようにするために、65歳以降においても、働く意欲のある高齢者が年齢にかかわりなく生涯現役で活躍し続けられるような雇用・就業環境を整えていくことが今求められています。そのためには、高齢者が働くことの積極的な意義を理解しつつ、高齢者の多様な雇用・就業ニーズに対応して、本人の持つ能力と時間を最大限活用できる機会が必要であることは申すまでもありません。この意味で「生涯現役社会」の実現がますます重要となっています。昨年6月に発表された「ニッポン一億総活躍プラン」では、この生涯現役社会を実現させるため、働きたいと願う高齢者の就労支援を充実させていく必要があるとされ、今までに、シルバー人材センターに対する期待と要望は一段と高まっています。

シルバー人材センターは、市内に居住する60歳以上の高齢者が会員になり、就業を通じ地域の皆さんとの要望に身近に応えることで、大変喜んでいただいている。また、仲間づくり、生きがいづくりにつながり、併せて会員自身が生涯現役で活躍することで健康状態を維持し「健康寿命」を延ばし、医療費や介護費などの社会保障費の削減効果にも大いに期待できます。

当シルバー人材センターの運営の課題として、会員の減少があります。会員数は高齢者の雇用情勢や労働に対する意識の多様化などにより、減少に歯止めがかかっておらず、会員不足が解消されていない為、様々な機会をとらえ、新規会員確保を強力に推進していきます。

また、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」を拡充し、適正就業とともに派遣事業を更に推進させ財政基盤の確立を目指してまいります。

シルバー事業運営に当たり何よりも優先する安全就業においては、それぞれの仕事の内容に沿った安全基準をしっかりと守ることを徹底し、事故ゼロを目指してまいります。

これからも当シルバー人材センターは、法令を遵守し、役員はじめ会員、事務局職員が一体となり、「市民に親しまれ、地域に根ざした信頼できるシルバー人材センター」となるよう取り組んでまいります。

II : 基本方針

センターが行う事業は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした事業展開を図

るため、次の事業を実施します。また、定款及び規程等に沿った適正な法人運営に努めます。

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

就業開拓提供等事業

1. 受託事業（一般）

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域づくりに寄与するため、高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を、家庭、民間事業、官公庁等から有償で引き受け、これを高齢者に対して、その能力、希望等に応じて請負又は委任という形式により提供し、仕事の内容と実績に応じて報酬（配分金）を支払うもので、センターは発注者に対して適正に仕事を完成させる義務を負っています。主として地域社会の日常に密着した仕事や市民生活にかかわりの深い仕事であり、その働き方は生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的な就業であり、雇用によらない概ね月10日以内の就業です。

就業の提供にあたっては地域から発注された仕事の情報を可能な限り高齢者に周知し、その上で的確に高齢者に就業機会を提供するなど、高齢者の希望、能力等に応じて公平に就業機会の提供を行うとともに、出来るだけ多くの高齢者が就業機会を得られるよう、グループ就業やローテーション就業などを進め、仕事の分かれ合いに適切に配慮するように努めます。

2. 独自事業

高齢者の就業機会を広げるため、独自の創意と工夫により、臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務を創出する事業を実施し、高齢者の生きがいの充実と地域の活性化を図ります。

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1. 職業紹介事業

県連合会の職業紹介の事務所として、センター事務所内に県連合会柳川市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受け、就業を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施します。

2. 労働者派遣事業

県連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に県連合会柳川市実

施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の就業の範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施します。

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言等（公益目的事業）

1. 普及啓発事業

- (1) 本事業への信頼と理解が得られるよう、一般市民、事業所に対して、本事業の意義と基本的な理念及び仕組み等を周知するとともに、高齢者自身の本事業に対する意識啓発を行います。
- (2) ボランティア活動を希望する高齢者を対象に「出来ることを」、「出来る範囲で」行う社会参加活動を一般市民と連携して実施します。

2. 安全・適正就業推進事業

- (1) 安全は、高齢者が就業等の活動を通じて社会参加をするうえで最も重要な課題であり、「安全は全てに優先する。」の理念のもと、高齢者が自らの健康維持と安全確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行います。
- (2) シルバー事業における就業内容は「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」が基本であり、高齢者にふさわしい仕事の提供ということを念頭に、より慎重に関係法令の遵守、適正な事業運営を促進します。

3. 相談事業

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、隨時、就業相談等に対応します。また、入会を希望する高齢者を対象とした説明会を実施します。

4. 研修・講習事業

地域の高齢者が臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務を行うため研修・講習を実施し、広い就業分野での仕事の確保と提供を行い、高齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図り、地域交流の為の接遇研修を活かし、活力ある地域社会づくりに寄与します。

III：事業計画

一 扱用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

就業開拓提供等事業

1. 受託事業（一般）

- ・会報「シルバーつながわ」等を全世帯に配布して、シルバー事業の認識と業務の拡大を図ります。
- ・役職員、発注者、会員の「口コミ」及び就業機会開拓員による専用チラシの個別配布による業務の拡大を図ります。
- ・市のイベント等に参加し、シルバー事業の啓発を図り受注拡大を図ります。
- ・就業機会開拓員による、新規受注拡大を図ります。
- ・女性向けの職域拡大を図ります。
- ・商店街の空き店舗を活用し、地域の活性化と職域の拡大を図ります。
- ・派遣事業の分野拡大に努めます。
- ・会員の就業機会を増やすための各種講習を行います。
- ・補助事業の推進及び新事業への取り組みを図ります。

①平成29年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
490人	61,000人日	94.2%	244,500千円

②主な就業分野

- ・技能、技術分野 個人家庭の剪定、塗装・左官・大工工事等の家屋の営繕作業、襖・障子・網戸張替え等
- ・事務分野 暑中見舞い・年賀ハガキの宛名書き、賞状書き、一般事務補助等
- ・管理分野 市立小・中学校の施設内管理、市の体育館管理・公民館・駅駐輪場整理、各種イベント等での駐車場整理等
- ・折衝外交分野 市報の配布、EM 茷作成と配達等
- ・一般作業分野 個人家庭の草取り・草刈、市や企業等の除草作業・清掃作業・屋外清掃作業、剪定や除草作業に伴うゴミ処理作業等
- ・サービス分野 高齢世帯を対象に身の回りのお世話・掃除・洗濯・買物・食事のお世話等の福祉サービス、個人家庭を対象に家事全般、引越し前後の清掃などの家事援助サービス、産前産後のお手伝い、子育て中の家事援助などの育児支援サービス、要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者を対象に自立を支援する介護予防サービス等

2. 独自事業

高齢者の知識・経験・能力を生かし、地域社会へ多種多様なサービスを提供するため独自の創意と工夫により次の事業を企画し、実施します。

①実施事業

- ・柳川の伝統工芸である会員手作りの「さげもん」展示販売とさげもん教室の開催
- ・しめ縄製作販売
- ・農作物販売
- ・商店街活性化対策として、会員による食堂「つどい」の運営

②平成29年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
50人	4,800人日	9.6%	7,464千円

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1. 職業紹介事業

雇用を希望する高齢者に臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務の範囲において就職を斡旋する。また、求人・求職の取り扱いについては、職業安定機関と連携し、雇用情報等の収集、情報交換を行います。

2. 労働者派遣事業

地域社会における就業ニーズと高齢者が求める就業形態の多様化に応えるため、臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務の範囲において労働者派遣事業を推進し、高齢者の多様な就業機会を拡充・提供します。労働者派遣事業に係る業務については、県連合会と派遣労働契約及び雇用契約について隨時事業相談を行い、幅広い就業分野の開拓に努め、取り組みます。

①平成29年度見込み 柳川市実做事務所

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
90人	2,500人日	17.3%	16,100千円

②主な就業分野

車の運転に係る分野、工場内軽作業分野、農作業分野、パソコン入力等、就業内容的に指揮・命令系統のある仕事

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言、調査研究等

1. 普及啓発事業

(1) 広報活動

- ①会報「シルバーやながわ」及びチラシを全世帯に配布し、ホームページを通じてセンターの業務内容等の浸透を図ります。
- ②ボランティア活動による地域社会への貢献を行います。
- ③市報「やながわ」・新聞等を通してシルバー事業の普及啓発を図ります。
- ④市のイベント等に参加して、シルバー事業の普及啓発を行います。
- ⑤広報車による啓発活動を行います。

(2) 社会参加活動

- ①地域からの発注に対する感謝の意を込めて一斉奉仕清掃作業を実施します。
- ②子どもを狙う事件等の対応として、登下校時にシルバー会員が「子ども見守り隊」を結成し、安全確保に努めます。
- ③老人福祉施設への慰労訪問

(3) 地域交流活動

- ①柳川の文化伝承の為、会員が講師として小学生を対象にさげもん教室等を実施します。
- ②親子の触れ合いを大切にしたおもちゃ作り講習会を行います。
- ③市民まつり、シルバーフェスティバル、柳川ひなまつりさげもんめぐり等のイベントに積極的に参加します。

2. 安全・適正就業推進事業

(1) 安全就業対策

- ①安全・適正就業推進委員会の開催
- ②安全就業巡回パトロールの実施
- ③安全ニュースの発行
- ④安全掲示板の設置
- ⑤植木剪定安全講習会、草刈機安全取扱講習会、高齢者交通安全講習会などの安全講習会の実施
- ⑥安全就業促進大会の開催

(2) 適正就業の徹底

- ①適正就業対策委員会の開催
- ②長期就業者の解消及びローテーション就業を推進します。
- ③チラシ等を通して、発注者、会員等に適正就業の理解と協力を求めます。

3. 相談事業

(1) 就業相談の実施

正会員及び地域の高齢者を対象に、来訪や電話等により就業相談を行います。

(2) 入会説明会の開催

入会を希望する高齢者を対象に、月4回開催します。(毎月10日・20日の定例2回、その他第3・第4水曜日の2回) 開催日時・時間等はセンターのホームページ

ジ等で周知・公開します。

4. 研修・講習事業

- ①会員の安全就業意識の向上等を図る各種講習会
- ②高齢者について基礎的なことを学ぶ介護講習会の開催
- ③会員の技能向上のための手芸講習会等の開催
- ④派遣事業拡大の為の会員講習の開催

開催日時・時間、受講者の募集等をセンターのホームページ等で周知・公開します。